広島市立北部医療センター安佐市民病院 建物総合管理業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院建物総合管理業務

(2) 目的

清掃等業務、警備等業務及び電話交換業務の3業務について、業務間の横の連携を補強し、病院施設のサービスの向上を図るとともに、効果的・効率的な維持管理業務を行うとともに、あわせて患者サービスの向上等を図ることを目的とする。

(3) 内容

「広島市立北部医療センター安佐市民病院建物総合管理業務基本仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

- ※ 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際 の費用については受託者の負担とする。
- (5) 履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院外

2 病院の概要

(1) 所在地

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 外

- (2) 敷地面積 36,760㎡
- (3) 建物概要
 - ① 病院棟(エネルギーセンター棟、横断橋を含む)

延床面積 51,697㎡

構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造

規模 地上5階、塔屋2階、地下1階

病床数 434床

② 附属棟

延床面積 2,360㎡

構 造 鉄骨造

規模 地上5階外3棟(交流デッキ、駐輪場、横断橋)

③ 宿泊施設 (敷地隣接の職員住宅の一部)

1 R タイプ (約 2 7 m²) 4 部屋

(4) 駐車場

932台

3 委託経費の提案見積上限額

- (1) 4年間(履行期間)の委託経費の上限額は、839,771,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。
- (2) 委託経費提案見積書に記載する提案見積金額は、4年間の総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

4 担当部署

7 7 3 1 - 0 2 9 3

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

広島市立北部医療センター安佐市民病院事務室総務課総務係(以下「総務課総務係」という。)

TEL 082-815-5211

FAX 082-814-1791

電子メール asashimin-hosp@hcho.jp

5 スケジュール(予定)

(1) 公示日 令和7年 9月下旬

(2) 現地見学会申込期限 令和7年10月10日(金)(希望者のみ)

(6) プレゼンテーション 令和7年12月 5日(金)

(7) 契約締結 令和7年12月下旬

6 参加申込み

(1) 提出書類

ア 単体企業及び共同企業体共通の提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 広島市税の納税証明書(写しでも可)

「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写し。〔電子納税証明書は不可〕(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

(工) 会社概要(様式2)

イ 共同企業体のみの提出書類

共同企業体で参加する場合は、上記アの書類に次の書類もあわせて提出すること。

- (7) 共同企業体登録申請書(様式10)
- (イ) 委任状(様式11)
- (ウ) 共同企業体協定書(様式12)

なお、共同企業体は参加表明書の提出日までに成立していなければならないので、留意すること。

- ウ 業務の一部を再委託する場合の提出書類
 - (ア) 業務再委託申請書(様式14、添付省略)
 - (4) 誓約書(様式15、添付省略)
- (2) 提出部数

1部

(3) 申込期間

公示日から令和7年10月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

総務課総務係(上記4に同じ。)

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7 現地見学会(対象施設・建物・設備等)

参加表明書を提出した者を対象施設・建物・設備等の現地見学会を行うので、見学希望者は次により見学申込書(様式3)を提出すること。

(1) 申込期間

令和7年10月10日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 受付場所

総務課総務係(上記4に同じ。)

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。)

イ 郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

ウ 電子メール (添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。)

(4) 現地見学会実施日時等

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「8質問の受付及び回答」により行うものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問書の様式

様式4を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から令和7年10月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(3) 受付場所

総務課総務係(上記4に同じ。)

(4) 提出方法

質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。) のホームページへ掲載する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(様式5)に次の書類を添付し提出すること。提案者名(住所、商号・名称、代表者職氏名)の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 本委託業務執行に関する基本的な考え方について(様式6)

- イ 各業務の執行・管理体制に関する考え方について(様式7-1、様式7-2、様式7-3)
- ウ その他(ES・FM事業者との連携・協力体制について) (様式8)
- 工 委託経費提案見積書(様式9)

※指定様式はA4判とする。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期間

参加表明書等を提出した日から令和7年11月14日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

総務課総務係(上記4に同じ。)

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

10 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立北部医療センター安佐市民病院建物総合管理業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (2) プレゼンテーション日程等

アー日時

令和7年12月5日(金)

イ 場所

広島市立北部医療センター安佐市民病院 2階会議室1

- ウ次第
 - 事務室からの説明
 - ・ 企画提案書による提案(1提案20分以内)
 - 質疑応答
 - 提案者退場
 - · 審査 (提案者交代)
- エ その他

プレゼンテーションの際に備品等(例 パソコン、プロジェクターなど)を使用するときは、 事前に総務課総務係に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者の人数は3人以内とするとともに、感染症対策として以下の点を遵守すること。

- 入館時の体温測定及び体調チェック
- ・ 手指の消毒及びマスクの着用
- (3) 審査基準

別添1のとおり

- (4) 受託候補者の選定
 - ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。なお、応募参加資格を満たした者が1者であったときは、プレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。
 - イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。
 - ウ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選 定する。
 - (ア) 各提案者の「企画提案に対する評価(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、 その評価点の高い者

(4) 上記(ア)の評価点が同点の場合は、くじにより決定する。

11 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月中旬頃に、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先へ電子 メールにより通知する。

12 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立北部医療センター安佐市民病院建物総合管理業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日(予定)

令和7年12月下旬 ※ 協議の状況によって変更になる場合がある。

(3) 履行開始

令和8年4月1日(水)

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書(案)」のとおり

※ 消費税及び地方消費税加算後の1年度当たりの委託契約金額の端数処理は、1円未満を切り捨てるものとする。

(5) 契約保証金

契約締結日までに、1年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

13 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案 書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者 決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、 又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認め られる場合は、参加資格を失うことがある。

審査基準

| | 審査項目 | 審査要素 | 配点 |
|-----|------------------------------|--|--------|
| 1 | 企業評価及び受注実績につ いて | (1) 会社の行動指針、倫理規定の整備状況及び会社の障害者雇用率について | |
| | | (2) ISO認証(品質管理・環境保護・情報管理)等の取得状況について | 60 |
| | | (3) 過去の業務の受注実績について | |
| 2 | 本委託業務執行に関する基本的な考え方について(共通事項) | (1) 建物総合管理における総合的な業務執行体制等及び 業務の連携・効率化について | |
| | | (2) 患者サービス向上のための取組について | 220 |
| | | (3) 配置予定の統括管理責任者について | |
| | | (4) 全体的な業務従事者の確保状況、配置、欠員時等に おける補充等に係る提案について | |
| | | (5) 業務従事者に対する教育・研修及び感染対策について | |
| | | (6) 苦情、トラブルへの対応について | |
| | | (7) 自主検査及び業務改善について | |
| | | (8) その他の提案(危機管理等)について | |
| 3 | 各業務の執行・管理体制に関 する考え方について | | |
| | 清掃等業務 | (1) 業務実施体制について | 270 |
| | | (2) 業務従事者の接遇を含む清掃品質の向上に向けた取組について | |
| | | (3) 使用する清掃用具、運搬用具、ユニフォーム等に係る提案について | |
| | | (4) 仕様書を補完する清掃方法の提案について | |
| | | (5) 病院職員との連携・協力体制について | |
| | 警備等業務 | (1) 業務実施体制について | 220 |
| | | (2) 駐車場を含む病院施設における不審者、迷惑行為、 トラブル等への対応等について | |
| | | (3) 安心・安全な病院施設警備の提案について | |
| | | (4) 病院職員との連携・協力体制について | |
| | 電話交換業務 | (1) 業務実施体制について | |
| | | (2) 電話交換業務に特化した教育研修やトラブル対応等に係る取組や方針について | 100 |
| 4 | その他 | ES・FM事業者との連携・協力体制について | 150 |
| 5 | 提案見積金額について | 見積価格の経済性(最低見積提示価格との比較) | 180 |
| 合 計 | | | 1, 200 |